

問い合わせ先	財政局税務部税制課税制係
	TEL 082-504-2088

市税の減免等について

1 市税の減免

災害により被害を受けられた方に係る市税について、減免の適用を受けられる場合があります。

(1) 個人市民税（令和3年度分）の減免（災害を受けた日以後に到来する納期限に係る税額（特別徴収の場合は、災害を受けた月以降の月割額等）に適用）

減 免 の 対 象 と な る 方	減免の割合
死亡された方	免 除
障害者となられた方	10分の9
自己（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。）の居住に係る住宅についての被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊であり、前年の合計所得金額が1,000万円以下である方	被害の程度と前年の合計所得金額に応じ、8分の1～免除
自己（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について受けた損害の金額（保険金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であり、前年の合計所得金額が1,000万円以下である方	損害の割合と前年の合計所得金額に応じ、8分の1～免除
災害により農作物に被害を受けた方のうち、その農作物の減収による損失額の合計額（支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が、平年におけるその農作物による収入額の合計額の10分の3以上であり、前年の合計所得金額が1,000万円以下である方（その合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超える方を除く。）	前年の合計所得金額に応じ、農業所得に係る所得割額の10分の2～免除

《手続等について》 減免の要件に該当するか調査する必要がありますので、事前に各市税事務所又は各税務室にご連絡ください。

(2) 固定資産税・都市計画税（令和3年度分）の減免（災害を受けた日以後に到来する納期限に係る税額に適用）

区 分	損 害 の 程 度	減免の割合
土 地	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上であるとき	被害面積に応じ、10分の4～免除
家 屋	被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊であるとき	被害の程度に応じ、10分の4～免除
償却資産	当該償却資産の価格の10分の2以上の価値を減じたとき	価値の減少割合に応じ、10分の4～免除

《手続等について》 減免の要件に該当するか調査する必要がありますので、事前に各市税事務所又は各税務室にご連絡ください。

2 市税等の軽減措置

(1) 災害により生じた損失の雑損控除（所得税（令和3年分～）・個人市民税（令和4年度分～））

災害により住宅や家財などに損失を受けた場合には、雑損控除として、損失を受けた年分の総所得金額等の合計額から、次の①・②の算式により計算した金額のうちいずれか多い方の控除額を差し引くことができます。また、雑損控除として損失を受けた年分の総所得金額等の合計額から控除しきれなかった金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除することができます。

- ①
$$\left[\begin{array}{l} \text{損失額（保険金等で} \\ \text{補てんされる金額を} \\ \text{除く。）} \end{array} \right] - (\text{総所得金額等の合計額} \times 10\%)$$
- ②
$$\left[\begin{array}{l} \text{損失額のうち災害関連支出} \\ \text{の金額（保険金等で補てん} \\ \text{される金額を除く。）} \end{array} \right] - 5 \text{万円}$$

※ 災害により生じた損失が事業用の固定資産などである場合には、事業所得の計算上、必要経費になります。

《手続等について》 令和3年分の所得税について、税務署へ確定申告する際に控除額を申告してください。なお、所得税の確定申告が不要な方で、市民税で雑損控除を受けようとする方は、令和4年1月以後に市税事務所又は税務室へ令和4年度分の市民税の申告をする際に控除額を申告してください。

(2) 被災住宅用地の特例（固定資産税・都市計画税（令和4年度・5年度分））

災害により被害を受けた土地のうち次の要件を満たすものについては、令和4年度分又は令和5年度分(※)の固定資産税・都市計画税について、住宅用地に対する課税標準の特例の適用があります。

- (ア) 災害により滅失し、又は損壊した家屋の敷地であること。
- (イ) 被災年度において、住宅用地に対する課税標準の特例の適用を受けていること。
- (ウ) 被災年度の翌年度又は翌々年度(※)の賦課期日（1月1日）において、
- ① 原則として、被災時の所有者が所有している土地であること。
 - ② 家屋や構築物の敷地でないこと。
 - ③ 住宅用地として使用することができないと認められる土地であること。

《手続等について》 特例の要件に該当するか調査する必要がありますので、事前に各市税事務所又は各税務室にご連絡ください。

3 申告等に関する期限の延長

対象となる方	災害により申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められる方	
期限の延長の期間	納税者	災害がやんだ日から2か月以内
	特別徴収義務者	災害がやんだ日から30日以内

《手続等について》 各市税事務所又は各税務室にご連絡ください。

4 市税の徴収猶予

対象となる方	災害により被った損害により、市税を一時に納付できないと認められる方
徴収猶予金額	災害により被った損害により、納税が困難と認められる金額（災害に基づく支出又は損失の額を限度とし、保険金等により損害が補てんされている等の場合には、当該保険金等の金額は、災害に基づく支出又は損失の額から除く。）
徴収猶予の期間	原則として、1年以内（やむを得ない理由があると認められる場合は、納税者からの申請に基づき、当初の徴収猶予期間と併せて2年以内に限り、その期間の延長が可能）

《手続等について》 財政局収納対策部にご連絡ください。

5 お問い合わせ先

(1) 前記1（市税の減免）～3（申告等に関する期限の延長）について

市税事務所又は税務室	連絡先
中央市税事務所第一市民税係（中区役所内）	082-504-2564
南税務室（南区役所内）	082-250-8946
東部市税事務所市民税係（東区役所内）	082-568-7719
安芸税務室（安芸区役所内）	082-821-4913
西部市税事務所第一市民税係（西区役所内）	082-532-0942
佐伯税務室（佐伯区役所内）	082-943-9716
北部市税事務所第一市民税係（安佐南区役所内）	082-831-4935
安佐北税務室（安佐北区役所内）	082-819-3913

(2) 前記4（市税の徴収猶予）について

財政局収納対策部		連 絡 先
中区	徴収第一課	082-504-0131・082-504-0134
東区	徴収第三課	082-504-0321
南区	徴収第一課	082-504-0132・082-504-0133
西区	徴収第二課	082-504-0211・082-504-0212・082-504-0214
安佐南区	徴収第四課	082-504-0411・082-504-0412
安佐北区	徴収第四課	082-504-0413・082-504-0414
安芸区	徴収第三課	082-504-0322
佐伯区	徴収第二課	082-504-0213
市外	徴収第三課	082-504-0323・082-504-0324
高額滞納分	特別滞納整理課	082-504-2128